

令和4年度第2回文化財保護委員会会議録

日 時：令和5年2月2日（木）
午後2時から

場 所：金津本陣 IKOSSA 3階
市民文化研修センター 大ホール

（日程）

1. 文化学習課長あいさつ

2. 議題

（1）市指定文化財の諮問に係る審議

- ① 石造八大龍王像
- ②-1 銅像十一面観音立像
- ②-2 木造十一面観音立像

3. 報告

令和4年度文化財保護事業経過

4. その他

（出席委員）

吉田 純一	水野 和雄	長野 栄俊
藪内 昭男	藤川 明宏	能美 進

（欠席委員）

川波 久志

（事務局）

文化学習課長 早見 孝枝	郷土歴史資料館副館長 九千房 英之
郷土歴史資料館館長補佐 橋本 幸久	郷土歴史資料館 橋本 可奈

【文化学習課長あいさつ】

【議題1】市指定文化財の諮問に係る審議

①石造八大龍王像

（事務局より説明）

委員長：今の説明および資料から、質問、意見等あるか。

事務局：調査をされた藤川先生、付け加えることはあるか。

藤川委員：県下いろいろ笏谷石の石造物はたくさんあるが、八大龍王像を刻んだものは他にあまり知られていないので、比較できるものがなく、この像をどのように評価するのは難しいところがある。ただ、しっかり年号が書かれており、享保年間、江戸中期ごろの笏谷石製石造美術の粋を評価するものとしては一流のものではないかと考える。欠席の川波委員からの質問にあったが、八大龍王像の姿の典拠となった図像ははっきり分からない。経典で龍王像がどのような姿か書かれているものはなく、龍王像は自由に造形されることが多い。何か元となるものはあると思われるが、十分調べきれない。また、享保のものを指定するというのであれば、新しい不動明王像は後代の作になるので、川波委員の意見通り附で指定しても良いと思う。

委員長：今の説明も含めて、他に質問、意見のある方はいるか。

水野委員：先ほどの意見と同意見だが、新不動明王は指定するとしても附とし、旧不動明王を真ん中に置き、旧不動明王と入れ替えて指定すると良いと思う。番号は普通、真ん中が一番で②③は左右に振っていく。

事務局：指定番号はそうにしたいと思うが、実際に置く場所はこのままの状態でも構わないか。

藤川委員：古いものをわざわざ真ん中に移動する必要はない。名称が不動明王二童子及び八大龍王像になっているので、番号は、水野委員が言われたように、古い不動明王像を①とし、その両脇侍の金迦羅童子、勢多迦童子を②・③、あとは八大龍王像を順に番号を付けるとよい。

委員長：新しい不動明王に刻銘はないか。

事務局：分からないので、確認しておく。

水野委員：ほぞ穴の墨書銘は読めていないものがあるが、極力読むようにして欲しい。

事務局：優鉢羅・摩那欺像はかすれていて、かなり読みにくい。

水野委員：読めないところは四角でいいので、入れておいた方が良いと思う。

事務局：できるだけ努力する。

長野委員：いくつか読めるところがある。1枚目の一行目四角4つのうちした2つは雨請だと思う。また別の角度から撮った写真があれば他にも読めるところがあると思うので、送ってほしい。次のページ一行目の祈りの下は乞だと思う。他にも読んでいる部分で違うものがあるので送ってほしい。

事務局：写真は上から撮ったこれしかない。

長野委員：これはどのくらいの大きさか。

事務局：像高が34 cmで、横幅は50～60 cmくらいである。

藤川委員：ほぞの内径は40 cmくらいだったと思う。

長野委員：八大龍王像の背面も、もう少し大きい写真があれば読めると思う。これの大きな写真はありますか。

事務局：ある。

水野委員：これは本当に笏谷石でいいのか。

事務局：いいと思う。写真は光を当てているので、白っぽく見えるが、欠けているところを

見ると、緑色の石が見えたので、緑色凝灰岩作られていることは間違いない。

委員長：名称について、不動明王と二童子像は切れるのではないか。

藤川委員：他の指定文化財の事例を見ても、不動明王二童子と続けているものが多いが、不動明王と二童子像は別のものなので、分けてもいいと思う。

委員長：一般の人が見た場合に不動明王二童子だと、一体のものにとられないかと思ったが、学術的にはこの方が通例となっているならこれで良いと思う。

藤川委員：指定名称としては不動明王二童子と切らない例が多い。

事務局：切らないでいく。

委員長：龍王像にそれぞれ名称があるが、それを示しておく方が良いのではないか。

事務局：分かりました。

委員長：従来の市の指定となっているもので、名称に員数が入っているものはないか。

事務局：複数体ある場合は、狛犬で2対となっているものはあるが、仏像ではない。調書や説明文で触れている。

委員長：これは員数12軀となっているが、附は含まないので11ではないか。

藤川委員：そうだ。

事務局：附は、不動明王像とした方が良いか。それとも新不動明王か。

藤川委員：区別できるように名称を考える。

川波委員からの質問の2番めについて把握していなかったが、このような伝承があるのか。

事務局：これは細呂木村誌に記載されている。細呂木村誌は、ほぞ穴に記されていることをもとに書かれているように思われる。

委員長：享保12年の日照りについては、ほぞ穴の墨書から読み取れるのか。

藤川委員：そうだ。

水野委員：八大龍王像となっているが、これはすべて龍王でいいのか。

藤川委員：八種類の龍王だ。

藪内委員：1つの光背に2つの像が彫られています、像ごとに1と数えるのか。

事務局：つくりとしては1石に2体の像が彫られているが、それぞれ名称の違う像が彫られているので、それぞれを1と数えて合計11となる。

藤川委員：光背で数え、2像を1つと数えると員数が変わってくる。他に同じような石像はあるか。

事務局：指定されているものではない。北潟の愛の神が1対像だが、2つで1神なので、これは1体でいいと思う。本像は、別々の神が彫られているので、1つの石に2像が彫られているからが、1体ずつカウントした。

能美委員：八大龍王なので、1像ずつで良いと思う。

水野委員：これは審議か。

事務局：教育委員会より諮問が来ており、ここでの答申を教育委員会へ上げるので、これは審議になる。

委員長：真ん中に不動明王があり、両脇に童子像があり、そのほか龍王像が2体ずつあるので、一体ずつ数えれば良い。一つの石に2つずつ彫られているが、1体という言い方はできない。

水野委員：石造不動明王二童子及び八大龍王像という名称なので、1像ずつで良いと思う。

藤川委員：例えば、掛け軸に不動明王二童子が描かれているとしたら、1幅である。同じように一枚の石に2つの龍王像が彫られているとして、それを別々にカウントするのはあまり例がない。この場合1石1石をどのような員数で数えるか、像や体、軀ではなくなる。

水野委員：掛け軸に不動明王と脇侍が一つに描かれていたら1幅になる。普通は不動明王二童子の3つくらいで終わるものが多い。

事務局：御簾尾にも雨乞いのための像があるが、不動明王だけで、八大龍王像まで安置している例はあまりない。

委員長：そのような面でも、この滝区の像は貴重なものとして評価できる。

事務局：そうである。

水野委員：他にもこのような像はないか。

事務局：市内にはない。

能美委員：そうすると、7体になるのか。

藤川委員：石なので、7基ではどうか。あまりこのような数え方はしないが。

事務局：11体がよい。

委員長：指定する際に、市内では類例がないことやほぞの銘の内容をふまえて説明文を修正してください。指定することについては、みなさんどうか。もとは朱が塗られていたのか。

事務局：どれにも朱が塗られていた形跡がある。だいぶ落ちてしまっているが、カラフルに塗られていたと思われる。

水野委員：これはここにあるのか。

事務局：これは雨請堂の中に保管されている。毎年6月の雨乞祭のときに清掃や手入れをしているので、保存の面でも心配がないということで市の指定として挙げている。

委員長：内山は福井の石工だと思うが、下番の福圓寺の灯籠にも内山という石工が出てくる。

事務局：当時有名な石工の一族ということか。そうであるならば越前国内でも技術力の高い石工に頼んで作ってもらっているということになる。内山家のことも調書に書き加えられるようであれば、足していきたい。

水野委員：銘にあるお寺は残っているのか。

藤川委員：これらは修験の寺院で、明治時代にすべて廃寺になっている。記録は残っていない。

水野委員：完全になくなってしまったのか、それともどこかへ移転したのか。

藤川委員：明治時代に修験をやっていた人は還俗して神社の宮司になることが多い。宮司になった家に修験関係の資料が残っている可能性はあるが、なかなかそれを表に出していただかず、よく分からなところが多い。江戸時代の神社の祭礼は修験の神主が行っているところが多いので、神社に多くの護摩札が残っていることがある。護摩札に書かれているほとんどのお寺は、現在ではどこにも出てこない。

事務局：真言に入ったところもあったと思うが。

藤川委員：真言の当山派か天台宗の本山派のどちらかに属していたが、修験の寺院は基本的に廃寺になっている。

能美委員：金津神社の宮司もそうだ。信長が焼き討ちをした後、ご神体を神社に持ってきてここに祀り上げたそうだ。次の審議に出てくる畝畦観音も伊藤阿波守がお守りしていたそうだ。

事務局：調べるといっても限りがあるが、それぞれの寺院については調べたいと思う。

水野委員：勢多迦童子、金迦羅童子はこの位置でいいのか。

委員長：八大龍王の中で何かランク付けがあるのか。

藤川委員：普通は金迦羅童子が向かって左なので、通例とは逆になっている。二童子像は静と動があり、穏やかな顔をしている方が勢多迦童子で、憤怒の顔をしている方が金迦羅童子だ。普通、他の不動明王像は怒っている金迦羅童子を左、穏やかな勢多迦童子を右が正しい。福井震災で混乱しているときに左右が入れ替わった可能性は十分考えられる。

事務局：指定前か指定後になるかは分からないが、地元で左右が入れ替わっているのも直した方がいいのではないかと伝えようと思う。

委員長：指定する際には、それも加味して番号を付けたら良いと思う。

事務局：勢多迦童子が右側に置くので②、左側に金迦羅童子置き、③ということか。

委員長：元の不動明王を①とし、今の⑥が②になり、⑧が③という形で指定書を作成していただきたい。

事務局：了解した。修正後、委員のみなさんにメールで送付し確認していただく。その上で、教育委員会への答申とする。

委員長：指定へ向けて答申することはみなさんよろしいか。では、今いただいたご意見や番号のつけ方、名称を修正し、修正後にみなさんに諮っていただいたうえで答申とする。

②-1 銅造十一面千手観音立像

②-2 木造十一面千手観音立像

(事務局および藤川委員より説明)

委員長：銅造十一面千手観音立像と木造十一面千手観音立像の附指定について説明があったが、何か意見や質問はあるか。

水野委員：これに記念銘はあるか。

事務局：残念ながらない。

水野委員：員数1となっているが、附は含まないのでこれでいいのか。

事務局：はい。

水野委員：仏像の背中に穴が開いて見えるが、何もしないまま指定にするのか。

藤川委員：光背があるので後ろは見えない。調査で光背を外した画像なので後ろ側の穴が見えているが、本来は見えない。このお像は御開帳の時しか見られない仏像で、直近の御開帳行われていない。今までも何度か指定にかけたいということで、調査が試みたが、できていなかった。昨年ようやく調査ができ、大変立派な像だと思った。

水野委員：これは盗難の危険はないか。どこで保管されているのか。

事務局：元々は、廃村となった宇根村という集落から下りてきた3家が共同で守をしている。今は、今回申請していただいた家にあると思うが、保管してある場所は、はつき

り教えてもらっていない。

水野委員：昔、畝畦寺へ行こうとして行けなかったのだが、今はもうないのか。

事務局：観音堂と六所神社の建物が残っている。

藤川委員：このお像は本堂にはなく、前立についても既にあわら市で預かられている。

事務局：前立は寄託されており、こちらで保管している。

水野委員：指定の名称は木造十一面千手観音立像で前立とは書かなくてもいいのか。

藤川委員：立像の後に（前立）と入れても良い。

委員長：附ではなく、この木造十一面千手観音立像も含めて指定にすることはできないか。

藤川委員：これよりも古い像があわら市内にたくさんあるのでバランスが悪くなると思う。

委員長：この木造十一面千手観音立像も他に事例のないものであれば指定しても良いのでは。

事務局：市内神社の本殿には仏像があることが多く、まだきちんと調査されていない。今後
も出てくる可能性もあるので、今この仏像を拙速に指定してしまうのはどうかと思う。

藤川委員：保存状態も良くないので、単独で指定にするほどではないと思う。

委員長：了解した。銅造の方は正式な千手観音の形式を持っているのか。

藤川委員：おそらく作られたのは、この辺りではなく中央だと考えられる。地方で作られた
感じられないお像なので、奈良か京都で作られたものがこちらまで運ばれて安置された
のではないか。春日社や興福寺との関係なのか分からないが、そういったつながりがこ
の地域は深いので、このようなお像が運ばれてきてもおかしくはないと思う。

能美委員：畝畦寺は越前三十三カ所の七番札所になっています。前谷の松龍寺が平成 17 年
に開帳したときの資料が残っている。

藤川委員：17年に一度の開帳か。

事務局：享保年間から開帳をしていた記録が前谷の松龍寺に残っており、だいたい 33 年に
一回、途中から 17 年に一回開帳している。

委員長：仏像の指定の際に光背の大きさは書かなくても良いのか。写真を見ると光背も写っ
ているが、光背に関する記載がないので、光背を除いた部分が指定となると捉えら
れてしまうのではないか。

藤川委員：ただ、光背は新しいものだ。

委員長：光背も指定に含めるのか。

藤川委員：はい。

委員長：ではどこかに光背の記載も加えてください。

水野委員：髪飾りも指定に含めるのか。

藤川委員：今現状あるものはすべて指定に含める。

藪内委員：光背は後補ということを調書で触れると良いと思う。

藤川委員：それがいいと思う。

長野委員：「前立として伴に信仰されてきた」の「伴に」はこの漢字を使うのか。普通は「共
に」だと思うが。

事務局：修正する。こちらは藤川先生とも相談して県の文化財審議委員にも見てもらいたい
ということで、県の生涯学習文化財課にも話している。来年度になると思うが、う
まくいけば県指定の審議になる可能性があります。

水野先生：これはいつ指定にするのか。

事務局：今年度中で、まず、市の指定にする。

委員長：銅造十一面千手観音立像の写真は垂直にすること。前に傾斜しているように見える。

藤川委員：これは前に傾斜している。

委員長：左の写真より右の写真が傾斜しているように見える。

藤川委員：左側は倒れすぎかもしれないが、傾斜はしている。

委員長：細かいことだが、写真の角度を調整してください。膝を曲げてと文章にあったので膝を曲げて傾いているのではないかと思った。

藤川委員：観音像は前傾して作られることが多い。

委員長：そうしますと、光背と漢字の件で指摘があったが、それを修正していただきたい。こちらも指定として答申してよろしいか。

(委員の皆さんが頷首する)

事務局：先ほどの八大龍王像とともに調書を修正し、みなさんに送らせていただき、それぞれご意見いただいたものを、教育委員会への答申とする。3月の教育委員会定例会へ上げ、そこで承認を受け、年度内に告示というスケジュールで進めていく。

水野委員：もう少し前にこの委員会にかけてもらえないか。本来はこの委員で実物を見に行くか、ここへ持ってこられる物はここでもものを見てから、指定にするかの審議になると思う。今回は、実物を一度も見えていないので、今後はよろしくお願ひしたい。

事務局：そのようにしていく。

【報告】令和4年度文化財保護事業経過

(事務局より説明)

委員長：令和4年度文化財保護事業経過について、文化財保護と埋蔵文化財の両方から説明があったが、意見、質問はあるか。資料調査として、横山古墳群や神宮寺城跡の調査をしているが、その本年度分の報告書はないか。

事務局：神宮寺城跡は新谷准教授から概要の報告はいただいている。

委員長：少しでも成果があれば略報告書で良いので、この委員会に出してほしい。

事務局：はい。いただいたものを後日みなさんに送付する。

水野委員：赤色立体図だが、堀教授と踏査を行い古墳が確認され、須恵器も見つかっているのであれば、周知の埋蔵文化財包蔵地として県へ届けないと破壊の恐れがある。今後、これが本当に古墳なのか確認すべき。見つけただけでは意味がない。

事務局：この周りは森林組合の作業路が入っており、害獣除けの柵もすぐ下まであるので、うまくやらないと保存できないと思った。

水野委員：きちんと確認して、登録しておかないと将来的に問題が出てくると困る。吉崎御坊の地下式坑だが、これは現状どうなっているのか。埋めてしまったのか。

事務局：埋め戻している。

水野委員：残ってはいるのか。

事務局：残っている。

委員長：埋めたということは、穴が開いていたところへ土砂を戻したということか。

事務局：地下式坑の本体は上に配管が入るだけで、これ以上掘らないということだったので、地下式坑はそのまま残し記録だけ取るという形で調査を行った。地表から2mくら

いの深さになってしまい、断面も切り立っている状態での調査で、危険と判断し、途中で調査を断念した。

水野委員：工事の影響がなく守られたということか。

事務局：守られている。

水野委員：図面は中の測量を行ったのか。

事務局：写真測量だ。

水野委員：現状としては今埋まってしまっているということか。

事務局：はい。

委員長：私は一度現場を見ているが、ご覧になっていないとみなさんは何を言っているのか分からないので、もう少し具体的に分かりやすく説明してほしい。

事務局：地表面から2.5mくらい地下のところで、高さ2mほどの横穴が発見された。調査の際は地表から4mくらい下のところで作業をしていた。測量をした時の展開図があるので、みなさんに回す。

委員長：地表面から地下式坑へつながる通路は想定できたか。

水野委員：写真左側の出っ張っているところが下りるところだ。

委員長：これは何だと考えられるか。

水野委員：僧侶が生きたままこの穴に入り、入り口の堅穴は埋めて上に五輪塔などを置く。そうすると出られないので、最終的には亡くなり、生き仏となる。亡くなられると穴の横を掘って、埋葬される。こういった生き仏の習慣があった。それがこの吉崎御坊で今までに2つ見つかっていて、これが3つ目だ。吉崎には他のところにも2か所ある。このような風習が文章でも残っている。古墳時代の横穴墓との違いは、土や砂っぽいところを掘るところだ。古墳時代の横穴墓は岩盤をくり抜いて造る。もう一つの違いは、出てくるものが中近世の茶碗等で、古墳時代のものではないということが分かっている。石川県ではかなり見つかっている。福井県でも吉崎御坊や神宮寺城跡、横山古墳群にもある。最近、たくさん出てきて注目されるようになってきている。今回はそのはしりが見つかったと思ったが、この調査ではよく分からない。

事務局：補足だが、北側に穴が伸びている部分がある。この部分はこれよりもさらに斜めに下がっており、測ることもできなかった。

水野委員：そこも工事で掘削することはないか。

事務局：掘削はしない。壊さずにそのまま埋めることになっている。

水野委員：京都の僧侶が自分で書いた本があり、自分が穴に入って死ぬから早く掘って棺桶にきちんと入れておくようにと記している。それから入り口の上に五輪塔を建てる。永平寺の僧侶にそのようなことはあるのかと聞いたことがある。それは生き埋めみたいなものだから、明治政府が禁止したそう。それ以後はそのようなことはやってはいけないことになっているそう。

事務局：地下式坑の事例としては鎌倉の櫓や関東では中世の貯蔵穴があるが、吉崎の例は集落のそばではないので、中世のお墓の可能性が高いのではないかと考えている。

水野委員：以前、吉崎御坊のトイレの横のあたりで軽トラが通った時に穴にはまったので、軽トラを人力で動かし、穴に入って、土をバケツで出し、簡単な図面を描いた。

事務局：昔の吉崎の公民館だよりにそれが載っている。

水野委員：そこから出てきたのが中世の遺物だ。このため、古墳時代の横穴墓ではないということは確実だ。石川県ではたくさん出ていて、小松市博物館の学芸員が石川県の地下式坑を調べている。あわら市にもかなりあって、前に熊坂あったものが今行ってみたらなくなっていた。

事務局：この間確認したが、まだあった。

水野委員：それならよかった。瓜生の館の横にもあり、横山古墳群を中司氏が踏査した図面に古墳ではない遺構として描いてあるものがすべて地下式坑だ。50 くらいあると思う。

委員長：他に何かあるか。それでは文化財保護事業経過については以上でよろしいか。

【その他】文化財保存活用地域計画について

(事務局より説明)

委員長：今の件について何か質問はあるか。実際に始まったら、それぞれの専門の分野を中心にご協力願うことがあると思うのでその節はよろしく願います。

以上で次第の内容が滞りなく済んだ。